

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第161号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月16日 21時05分ごろ	
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港 志布志港防波堤灯台から真方位145°40m付近 (概位 北緯31°28.4′ 東経131°06.6′)	
事故等調査の経過	平成22年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第二誠光丸 ^{せいこう} 、499トン 船舶番号、船舶所有者等 136436、有限会社大道海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3.7m、船尾約4.8mの喫水で、志布志港の旧港に入航中、平成22年8月16日21時05分ごろ、船底に軽い衝撃を感じた。 本船は、着岸後に点検したが、船体、機関、そのほかに異常がなかったので通常の航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	船長は、志布志港の旧港に月間1～2回の入航経験があり、志布志港防波堤灯台付近の水域が、狭く浅いことを知っていた。 本船は、9月に入渠して船底擦過箇所のディスクサンダー掛け及び塗装を行った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、志布志港の旧港に入航中、船長が1時間後の満潮時期を待たないで浅い水域を通過したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、志布志港の旧港に入航中、満潮時期を待たないで浅い水域を通過したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	